

令和7年2月4日
地域行政部地域行政課

世田谷区立区民センター条例の一部を改正する条例

1 主旨

令和7年10月に使用料の額を改定する必要があるため、令和7年区議会第一回定例会に世田谷区立区民センター条例の一部を改正する条例を提案する。

2 改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

（1）使用料等の見直し

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年 2月	令和7年区議会第一回定例会（条例改正案） 公布（同日施行）
10月	改定後料金の適用開始

世田谷区立区民センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区立区民センター条例 昭和47年12月1日条例第44号</p> <p>改正</p> <p>昭和49年12月1日条例第48号 昭和54年9月29日条例第49号 昭和56年6月20日条例第34号 昭和56年12月1日条例第49号 昭和59年12月1日条例第52号 昭和61年3月29日条例第12号 平成元年6月21日条例第33号 平成2年11月15日条例第48号 平成4年9月25日条例第58号 平成9年3月12日条例第14号 平成10年3月12日条例第1号 平成12年12月11日条例第110号 平成17年6月21日条例第30号 平成19年12月11日条例第58号 平成24年12月10日条例第60号 平成25年12月10日条例第51号 平成26年3月7日条例第7号 平成30年3月6日条例第18号 令和4年12月9日条例第56号 <u>令和7年3月 日条例第 号</u></p> <p>世田谷区立区民センター条例 (目的及び設置)</p> <p>第1条 地域住民のコミュニティの形成を促進し、区民の福祉を増進</p>	<p>○世田谷区立区民センター条例 昭和47年12月1日条例第44号</p> <p>改正</p> <p>昭和49年12月1日条例第48号 昭和54年9月29日条例第49号 昭和56年6月20日条例第34号 昭和56年12月1日条例第49号 昭和59年12月1日条例第52号 昭和61年3月29日条例第12号 平成元年6月21日条例第33号 平成2年11月15日条例第48号 平成4年9月25日条例第58号 平成9年3月12日条例第14号 平成10年3月12日条例第1号 平成12年12月11日条例第110号 平成17年6月21日条例第30号 平成19年12月11日条例第58号 平成24年12月10日条例第60号 平成25年12月10日条例第51号 平成26年3月7日条例第7号 平成30年3月6日条例第18号 令和4年12月9日条例第56号</p> <p>世田谷区立区民センター条例 (目的及び設置)</p> <p>第1条 地域住民のコミュニティの形成を促進し、区民の福祉を増進</p>

改正後	改正前
<p>するため、世田谷区立区民センター（以下「区民センター」という。）を設置する。</p>	<p>するため、世田谷区立区民センター（以下「区民センター」という。）を設置する。</p>
<p>（名称及び位置）</p>	<p>（名称及び位置）</p>
<p>第2条 区民センターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p>	<p>第2条 区民センターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p>
<p>（施設）</p>	<p>（施設）</p>
<p>第3条 区民センターの施設は、別表第1のとおりとする。</p>	<p>第3条 区民センターの施設は、別表第1のとおりとする。</p>
<p>（休館日及び開館時間）</p>	<p>（休館日及び開館時間）</p>
<p>第4条 区民センターの休館日及び開館時間は、規則で定める。</p>	<p>第4条 区民センターの休館日及び開館時間は、規則で定める。</p>
<p>（事業）</p>	<p>（事業）</p>
<p>第5条 区民センターは、次の事業を行う。</p>	<p>第5条 区民センターは、次の事業を行う。</p>
<p>（1） 区民センターの施設を会議、学習活動その他のコミュニティ活動、文化活動等の利用に供すること。</p>	<p>（1） 区民センターの施設を会議、学習活動その他のコミュニティ活動、文化活動等の利用に供すること。</p>
<p>（2） コミュニティの形成を促進するための講座及び催物を行うこと。</p>	<p>（2） コミュニティの形成を促進するための講座及び催物を行うこと。</p>
<p>（3） 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたこと。</p>	<p>（3） 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたこと。</p>
<p>（使用できる者の範囲）</p>	<p>（使用できる者の範囲）</p>
<p>第6条 第3条に規定する施設のうち、別表第2の左欄に掲げる施設を使用できる者は、同表右欄に掲げる者とする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長が認めたときは、この限りでない。</p>	<p>第6条 第3条に規定する施設のうち、別表第2の左欄に掲げる施設を使用できる者は、同表右欄に掲げる者とする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長が認めたときは、この限りでない。</p>
<p>2 前項に定めるもののほか、第11条第1号から第4号までに規定する団体、学校等は、別表第2の左欄に掲げる施設を使用することができる。</p>	<p>2 前項に定めるもののほか、第11条第1号から第4号までに規定する団体、学校等は、別表第2の左欄に掲げる施設を使用することができる。</p>
<p>（使用の承認）</p>	<p>（使用の承認）</p>
<p>第7条 区民センターの施設のうち、会議室、茶室、音楽室、体育室、集会室兼体育室、多目的室、料理講習室又は絵画工芸室を使用しようとする者（体育室、集会室兼体育室及び多目的室にあっては、別表第2に規定する区内在住者等を除く。）及び午後5時30分以降に</p>	<p>第7条 区民センターの施設のうち、会議室、茶室、音楽室、体育室、集会室兼体育室、多目的室、料理講習室又は絵画工芸室を使用しようとする者（体育室、集会室兼体育室及び多目的室にあっては、別表第2に規定する区内在住者等を除く。）及び午後5時30分以降に</p>

改正後	改正前
<p>大広間又は和室を使用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項に規定する使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。</p> <p>3 第1項の場合において、同項に規定する施設を使用しようとする者は、使用する目的及び人数に応じた適正な規模の施設を選定するよう努めなければならない。</p> <p>4 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しない。</p> <p>(1) 営利を目的とするとき。</p> <p>(2) 秩序を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(3) 施設の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。</p> <p>(4) 管理上支障があるとき。</p> <p>5 区長は、第1項に規定する施設を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかったとき。</p> <p>(2) 使用料を納付していないとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めるとき。</p> <p>(使用条件)</p>	<p>大広間又は和室を使用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項に規定する使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。</p> <p>3 第1項の場合において、同項に規定する施設を使用しようとする者は、使用する目的及び人数に応じた適正な規模の施設を選定するよう努めなければならない。</p> <p>4 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しない。</p> <p>(1) 営利を目的とするとき。</p> <p>(2) 秩序を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(3) 施設の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。</p> <p>(4) 管理上支障があるとき。</p> <p>5 区長は、第1項に規定する施設を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかったとき。</p> <p>(2) 使用料を納付していないとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めるとき。</p> <p>(使用条件)</p>
第8条 区長は、使用の承認をする場合において、管理上必要な条件	第8条 区長は、使用の承認をする場合において、管理上必要な条件

改正後	改正前
<p>を付けることができる。 (承認の取消し等)</p> <p>第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用の承認を取り消し、使用条件を変更し、又は使用を停止することができる。</p> <p>(1) 使用目的又は使用条件に違反したとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。 (使用料)</p> <p>第10条 第7条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定された期日までに、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 使用者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。 (使用料の減免)</p> <p>第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当するとき、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額 (2) 国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）が直接公益のために使用するとき。 5割に相当する額 (3) 区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 5割に相当する額 (4) 区内の私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び前号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。 3割に相当する額</p>	<p>を付けることができる。 (承認の取消し等)</p> <p>第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用の承認を取り消し、使用条件を変更し、又は使用を停止することができる。</p> <p>(1) 使用目的又は使用条件に違反したとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。 (使用料)</p> <p>第10条 第7条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定された期日までに、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 使用者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。 (使用料の減免)</p> <p>第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当するとき、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額 (2) 国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）が直接公益のために使用するとき。 5割に相当する額 (3) 区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 5割に相当する額 (4) 区内の私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び前号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。 3割に相当する額</p>

改正後	改正前
<p>(5) 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、区長が必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額</p>	<p>(5) 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、区長が必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額</p>
<p>(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額</p>	<p>(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額</p>
<p>2 前項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 (使用料の還付)</p>	<p>2 前項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 (使用料の還付)</p>
<p>第12条 区長は、規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。 (特別の設備等)</p>	<p>第12条 区長は、規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。 (特別の設備等)</p>
<p>第13条 区民センターを使用する者は、使用に際して、施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。 (使用権の譲渡等の禁止)</p>	<p>第13条 区民センターを使用する者は、使用に際して、施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。 (使用権の譲渡等の禁止)</p>
<p>第14条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (原状回復の義務)</p>	<p>第14条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (原状回復の義務)</p>
<p>第15条 区民センターを使用する者は、使用が終了したときは、直ちに施設及び設備を原状に回復しなければならない。また、第9条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。 (損害の賠償)</p>	<p>第15条 区民センターを使用する者は、使用が終了したときは、直ちに施設及び設備を原状に回復しなければならない。また、第9条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。 (損害の賠償)</p>
<p>第16条 区民センターを使用する者は、区民センターの建物及びその設備を滅失し、又は損傷したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると区長が認めたときは、この限りでない。 (入館の制限等)</p>	<p>第16条 区民センターを使用する者は、区民センターの建物及びその設備を滅失し、又は損傷したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると区長が認めたときは、この限りでない。 (入館の制限等)</p>
<p>第17条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、区</p>	<p>第17条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、区</p>

改正後	改正前
<p>民センターの使用を禁止することができる。</p> <p>(1) 他人に迷惑をかけ、又は区民センターの施設若しくは設備を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。</p>	<p>民センターの使用を禁止することができる。</p> <p>(1) 他人に迷惑をかけ、又は区民センターの施設若しくは設備を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。</p>
<p>2 区民センターを使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p>	<p>2 区民センターを使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p>
<p>第18条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、地域住民のコミュニティの形成の促進に資するための活動を行う法人その他の団体であって区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に区民センターの管理を行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p>	<p>第18条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、地域住民のコミュニティの形成の促進に資するための活動を行う法人その他の団体であって区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に区民センターの管理を行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p>
<p>第19条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。</p>	<p>第19条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。</p>
<p>2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。</p>	<p>2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。</p>
<p>3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、区民センターの設置の目的を最も効果的に達成できると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。</p>	<p>3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、区民センターの設置の目的を最も効果的に達成できると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。</p>
<p>(1) 区民センターに関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。</p> <p>(2) 区民センターの効用を最大限に発揮させることができること。</p> <p>(3) 区民センターの管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。</p>	<p>(1) 区民センターに関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。</p> <p>(2) 区民センターの効用を最大限に発揮させることができること。</p> <p>(3) 区民センターの管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。</p>

改正後	改正前
<p>4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。</p>	<p>4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。</p>
<p>5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。 (指定管理者の業務等)</p>	<p>5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。 (指定管理者の業務等)</p>
<p>第20条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 区民センターの施設の使用に関して区長が指定した業務 (2) コミュニティの形成を促進するための講座及び催物に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務</p>	<p>第20条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 区民センターの施設の使用に関して区長が指定した業務 (2) コミュニティの形成を促進するための講座及び催物に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務</p>
<p>2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、区民センターの適正な管理を行わなければならない。 (委任)</p>	<p>2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、区民センターの適正な管理を行わなければならない。 (委任)</p>
<p>第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>付 則</p>	<p>付 則</p>
<p>この条例の施行期日は、規則で定める。(昭和48年1月規則第3号で、同48年1月23日から施行)</p>	<p>この条例の施行期日は、規則で定める。(昭和48年1月規則第3号で、同48年1月23日から施行)</p>
<p>付 則 (昭和49年12月1日条例第48号)</p>	<p>付 則 (昭和49年12月1日条例第48号)</p>
<p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立代田区民センターの公用開始の日は、区長が別に定める。(昭和50年1月24日＝昭和50年1月10日付 東京都世田谷区告示第1号)</p>	<p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立代田区民センターの公用開始の日は、区長が別に定める。(昭和50年1月24日＝昭和50年1月10日付 東京都世田谷区告示第1号)</p>
<p>付 則 (昭和54年9月29日条例第49号)</p>	<p>付 則 (昭和54年9月29日条例第49号)</p>
<p>この条例は、昭和54年10月1日から施行する。ただし、東京都世田谷区立弦巻区民センターの公用開始の日は、区長が別に定める。(昭和54年10月23日＝昭和54年10月12日付 東京都世田谷区告示第133号)</p>	<p>この条例は、昭和54年10月1日から施行する。ただし、東京都世田谷区立弦巻区民センターの公用開始の日は、区長が別に定める。(昭和54年10月23日＝昭和54年10月12日付 東京都世田谷区告示第133号)</p>
<p>付 則 (昭和56年6月20日条例第34号)</p>	<p>付 則 (昭和56年6月20日条例第34号)</p>
<p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立深沢区民センターの公用開始の日は、区長が別に定める。(昭和56年7</p>	<p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立深沢区民センターの公用開始の日は、区長が別に定める。(昭和56年7</p>

改正後	改正前
<p>月19日＝昭和56年7月9日付 東京都世田谷区告示第91号) 付 則 (昭和56年12月1日条例第49号)</p> <p>1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の東京都世田谷区立区民センター条例の規定は、昭和57年4月1日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。</p> <p>付 則 (昭和59年12月1日条例第52号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立桜丘区民センターの公用開始の日は、区長が別に定める。(昭和59年12月18日＝昭和59年12月18日付 東京都世田谷区告示第218号)</p> <p>付 則 (昭和61年3月29日条例第12号)</p> <p>1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の東京都世田谷区立区民センター条例別表第4の規定は、昭和61年4月1日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。</p> <p>3 東京都世田谷区福祉会館条例の一部を改正する条例(昭和61年3月東京都世田谷区条例第13号)の施行前に東京都世田谷区福祉会館条例(昭和40年10月東京都世田谷区条例第44号)の規定によりなされた東京都世田谷区太子堂福祉会館の使用申込みその他の行為は、この条例による改正後の東京都世田谷区立区民センター条例に規定する東京都世田谷区立太子堂区民センターに対してなされた使用申請その他の行為とみなす。この場合において、必要な技術的読替えは、区長が別に定める。</p> <p>付 則 (平成元年6月21日条例第33号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立上北沢区民センターの公用開始の日は、区長が別に定める。(平成元年7月21日＝平成元年7月17日付 東京都世田谷区告示第122号)</p>	<p>月19日＝昭和56年7月9日付 東京都世田谷区告示第91号) 付 則 (昭和56年12月1日条例第49号)</p> <p>1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の東京都世田谷区立区民センター条例の規定は、昭和57年4月1日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。</p> <p>付 則 (昭和59年12月1日条例第52号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立桜丘区民センターの公用開始の日は、区長が別に定める。(昭和59年12月18日＝昭和59年12月18日付 東京都世田谷区告示第218号)</p> <p>付 則 (昭和61年3月29日条例第12号)</p> <p>1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の東京都世田谷区立区民センター条例別表第4の規定は、昭和61年4月1日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。</p> <p>3 東京都世田谷区福祉会館条例の一部を改正する条例(昭和61年3月東京都世田谷区条例第13号)の施行前に東京都世田谷区福祉会館条例(昭和40年10月東京都世田谷区条例第44号)の規定によりなされた東京都世田谷区太子堂福祉会館の使用申込みその他の行為は、この条例による改正後の東京都世田谷区立区民センター条例に規定する東京都世田谷区立太子堂区民センターに対してなされた使用申請その他の行為とみなす。この場合において、必要な技術的読替えは、区長が別に定める。</p> <p>付 則 (平成元年6月21日条例第33号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立上北沢区民センターの公用開始の日は、区長が別に定める。(平成元年7月21日＝平成元年7月17日付 東京都世田谷区告示第122号)</p>

改正後	改正前
<p>付 則（平成2年11月15日条例第48号） この条例は、平成2年12月4日から施行する。ただし、世田谷区立烏山区民センター集会室の公用開始の日は、区長が別に定める。（平成2年12月9日＝平成2年12月3日付 世田谷区告示第191号）</p> <p>附 則（平成4年9月25日条例第58号） この条例は、平成4年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成9年3月12日条例第14号）</p> <p>1 この条例中第1条の規定及び附則第3項の規定は平成9年8月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。ただし、第1条中第4条及び第16条の表の改正規定は、同年4月1日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、世田谷区立宮坂区民センターの公用開始の日は、平成9年10月1日とする。</p> <p>3 第1条の規定（附則第1項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の第3条、第5条、第6条、第9条、第10条、第12条及び別表第1から別表第3までの規定は、平成9年10月1日以後の使用に係る使用者資格、使用料等について適用し、同日前の使用に係る使用者資格、使用料等については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成10年3月12日条例第1号） この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、世田谷区立鎌田区民センター及び世田谷区立粕谷区民センターの公用開始の日は、区長が別に定める。（粕谷区民センターは、平成10年5月29日＝平成10年4月1日付 世田谷区告示第103号・鎌田区民センターは、平成10年6月7日＝平成10年5月1日付 世田谷区告示第153号）</p> <p>附 則（平成12年12月11日条例第110号）</p> <p>1 この条例は、平成13年2月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区立区民センター条例の規定は、平成13年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前</p>	<p>付 則（平成2年11月15日条例第48号） この条例は、平成2年12月4日から施行する。ただし、世田谷区立烏山区民センター集会室の公用開始の日は、区長が別に定める。（平成2年12月9日＝平成2年12月3日付 世田谷区告示第191号）</p> <p>附 則（平成4年9月25日条例第58号） この条例は、平成4年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成9年3月12日条例第14号）</p> <p>1 この条例中第1条の規定及び附則第3項の規定は平成9年8月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。ただし、第1条中第4条及び第16条の表の改正規定は、同年4月1日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、世田谷区立宮坂区民センターの公用開始の日は、平成9年10月1日とする。</p> <p>3 第1条の規定（附則第1項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の第3条、第5条、第6条、第9条、第10条、第12条及び別表第1から別表第3までの規定は、平成9年10月1日以後の使用に係る使用者資格、使用料等について適用し、同日前の使用に係る使用者資格、使用料等については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成10年3月12日条例第1号） この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、世田谷区立鎌田区民センター及び世田谷区立粕谷区民センターの公用開始の日は、区長が別に定める。（粕谷区民センターは、平成10年5月29日＝平成10年4月1日付 世田谷区告示第103号・鎌田区民センターは、平成10年6月7日＝平成10年5月1日付 世田谷区告示第153号）</p> <p>附 則（平成12年12月11日条例第110号）</p> <p>1 この条例は、平成13年2月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区立区民センター条例の規定は、平成13年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前</p>

改正後	改正前
<p>の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成17年6月21日条例第30号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第17条の規定により管理を委託している世田谷区立区民センター（以下「区民センター」という。）については、平成18年9月1日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立区民センター条例（以下「新条例」という。）第19条第4項の規定により、区長が当該区民センターに係る指定管理者（新条例第18条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。</p> <p>3 区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた区民センターについて指定管理者を指定しようとする場合において、当該区民センターの管理を受託している者から新条例第19条第2項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第3項に規定する基準に基づき審査し、かつ、当該区民センターの管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が当該区民センターの設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第1項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。</p> <p>附 則（平成19年12月11日条例第58号）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区立区民センター条例の規定は、平成20年7月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成24年12月10日条例第60号）</p>	<p>の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成17年6月21日条例第30号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第17条の規定により管理を委託している世田谷区立区民センター（以下「区民センター」という。）については、平成18年9月1日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立区民センター条例（以下「新条例」という。）第19条第4項の規定により、区長が当該区民センターに係る指定管理者（新条例第18条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。</p> <p>3 区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた区民センターについて指定管理者を指定しようとする場合において、当該区民センターの管理を受託している者から新条例第19条第2項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第3項に規定する基準に基づき審査し、かつ、当該区民センターの管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が当該区民センターの設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第1項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。</p> <p>附 則（平成19年12月11日条例第58号）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区立区民センター条例の規定は、平成20年7月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成24年12月10日条例第60号）</p>

改正後	改正前
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区立区民センター条例の規定は、平成25年7月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</p>	<p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区立区民センター条例の規定は、平成25年7月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（平成25年12月10日条例第51号）</p>	<p>附 則（平成25年12月10日条例第51号）</p>
<p>1 この条例は、平成26年2月1日から施行する。ただし、世田谷区立代田区民センターの第5会議室、音楽室及び集会室兼体育室の公用開始の日（以下「公用開始日」という。）は、区長が別に定める。（平成26年4月7日＝平成26年3月3日付 世田谷区告示第110号）</p>	<p>1 この条例は、平成26年2月1日から施行する。ただし、世田谷区立代田区民センターの第5会議室、音楽室及び集会室兼体育室の公用開始の日（以下「公用開始日」という。）は、区長が別に定める。（平成26年4月7日＝平成26年3月3日付 世田谷区告示第110号）</p>
<p>2 この条例による改正後の別表第3の1の部の規定は、公用開始日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</p>	<p>2 この条例による改正後の別表第3の1の部の規定は、公用開始日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（平成26年3月7日条例第7号）</p>	<p>附 則（平成26年3月7日条例第7号）</p>
<p>1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区立区民センター条例の規定は、平成26年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</p>	<p>1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区立区民センター条例の規定は、平成26年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（平成30年3月6日条例第18号）</p>	<p>附 則（平成30年3月6日条例第18号）</p>
<p>1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第7条第1項の改正規定（「、規則で定める手続により」を削る部分を除く。）、同条第3項中第3号を第4号とし、第2号の次に1号を加える改正規定、別表第1の改正規定、別表第2の改正規定及び別表第3の改正規定並びに次項の規定 公布の日</p> <p>(2) 第7条第1項の改正規定（「、規則で定める手続により」を削る部分に限る。）、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とする改正規定、同条第2項の改正規定、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定及び第10条に1項を</p>	<p>1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第7条第1項の改正規定（「、規則で定める手続により」を削る部分を除く。）、同条第3項中第3号を第4号とし、第2号の次に1号を加える改正規定、別表第1の改正規定、別表第2の改正規定及び別表第3の改正規定並びに次項の規定 公布の日</p> <p>(2) 第7条第1項の改正規定（「、規則で定める手続により」を削る部分に限る。）、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とする改正規定、同条第2項の改正規定、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定及び第10条に1項を</p>

改正後	改正前												
<p>加える改正規定 平成30年10月1日</p> <p>2 この条例の規定（第7条第1項の改正規定（「、規則で定める手続により」を削る部分を除く。）、別表第1の改正規定、別表第2の改正規定及び別表第3の改正規定に限る。）による改正後の第7条第1項及び別表第1から別表第3までの規定は、平成30年10月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（令和4年12月9日条例第56号）</p> <p>1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。（令和5年1月規則第2号で、同5年4月1日から施行。ただし、同条例附則第2項及び第3項の規定の施行期日は、同年2月1日とする。）</p> <p>2 世田谷区立奥沢区民センターの施設の使用（施行日以後の使用に限る。）の承認を受けようとする者は、施行日前においても、この条例による改正後の世田谷区立区民センター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定の例により、その承認に係る申請を行うことができる。</p> <p>3 区長は、前項の申請があった場合には、施行日前においても、改正後の条例の規定の例により、その承認をすることができる。</p> <p>附 則（令和7年3月 日条例第 号）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の別表第3の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>別表第1（第2条、第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="170 1295 1066 1431"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立太子堂区民センター</td> <td>東京都世田谷区太子堂一丁目14番20号</td> <td>会議室 茶室 音楽室 ロビー 音体</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	施設名	世田谷区立太子堂区民センター	東京都世田谷区太子堂一丁目14番20号	会議室 茶室 音楽室 ロビー 音体	<p>加える改正規定 平成30年10月1日</p> <p>2 この条例の規定（第7条第1項の改正規定（「、規則で定める手続により」を削る部分を除く。）、別表第1の改正規定、別表第2の改正規定及び別表第3の改正規定に限る。）による改正後の第7条第1項及び別表第1から別表第3までの規定は、平成30年10月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（令和4年12月9日条例第56号）</p> <p>1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。（令和5年1月規則第2号で、同5年4月1日から施行。ただし、同条例附則第2項及び第3項の規定の施行期日は、同年2月1日とする。）</p> <p>2 世田谷区立奥沢区民センターの施設の使用（施行日以後の使用に限る。）の承認を受けようとする者は、施行日前においても、この条例による改正後の世田谷区立区民センター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定の例により、その承認に係る申請を行うことができる。</p> <p>3 区長は、前項の申請があった場合には、施行日前においても、改正後の条例の規定の例により、その承認をすることができる。</p> <p>別表第1（第2条、第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1169 1295 2065 1431"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立太子堂区民センター</td> <td>東京都世田谷区太子堂一丁目14番20号</td> <td>会議室 茶室 音楽室 ロビー 音体</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	施設名	世田谷区立太子堂区民センター	東京都世田谷区太子堂一丁目14番20号	会議室 茶室 音楽室 ロビー 音体
名称	位置	施設名											
世田谷区立太子堂区民センター	東京都世田谷区太子堂一丁目14番20号	会議室 茶室 音楽室 ロビー 音体											
名称	位置	施設名											
世田谷区立太子堂区民センター	東京都世田谷区太子堂一丁目14番20号	会議室 茶室 音楽室 ロビー 音体											

改正後			改正前		
世田谷区立弦巻区民センター	東京都世田谷区弦巻一丁目26番11号	育室 和室 会議室 茶室 音楽室 ロビー 体育室 料理講習室 大広間 浴室	世田谷区立弦巻区民センター	東京都世田谷区弦巻一丁目26番11号	育室 和室 会議室 茶室 音楽室 ロビー 体育室 料理講習室 大広間 浴室
世田谷区立宮坂区民センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	会議室 ロビー 体育室 大広間	世田谷区立宮坂区民センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	会議室 ロビー 体育室 大広間
世田谷区立桜丘区民センター	東京都世田谷区桜丘五丁目14番1号及び桜丘二丁目22番1号	会議室 音楽室 ロビー 集会室兼 体育室 料理講習室 大広間	世田谷区立桜丘区民センター	東京都世田谷区桜丘五丁目14番1号及び桜丘二丁目22番1号	会議室 音楽室 ロビー 集会室兼 体育室 料理講習室 大広間
世田谷区立代田区民センター	東京都世田谷区代田六丁目34番13号	会議室 音楽室 ロビー 集会室兼 体育室	世田谷区立代田区民センター	東京都世田谷区代田六丁目34番13号	会議室 音楽室 ロビー 集会室兼 体育室
世田谷区立奥沢区民センター	東京都世田谷区奥沢三丁目31番6号及び奥沢五丁目40番6号	会議室 ロビー	世田谷区立奥沢区民センター	東京都世田谷区奥沢三丁目31番6号及び奥沢五丁目40番6号	会議室 ロビー
世田谷区立玉川台区民センター	東京都世田谷区玉川台一丁目6番15号	会議室 茶室 音楽室 ロビー 体育室 大広間 浴室	世田谷区立玉川台区民センター	東京都世田谷区玉川台一丁目6番15号	会議室 茶室 音楽室 ロビー 体育室 大広間 浴室
世田谷区立深沢区民センター	東京都世田谷区深沢四丁目33番11号	会議室 ロビー 集会室兼体育室 料理講習室 大広間	世田谷区立深沢区民センター	東京都世田谷区深沢四丁目33番11号	会議室 ロビー 集会室兼体育室 料理講習室 大広間
世田谷区立鎌田区民センター	東京都世田谷区鎌田三丁目35番1号	会議室 茶室 音楽室 ロビー 料理講習室 絵画工	世田谷区立鎌田区民センター	東京都世田谷区鎌田三丁目35番1号	会議室 茶室 音楽室 ロビー 料理講習室 絵画工

改正後			改正前		
世田谷区立上北沢区民センター	東京都世田谷区上北沢三丁目8番9号	芸室 大広間 会議室 音楽室 ロビー 多目的室 料理講習室 大広間 和室	世田谷区立上北沢区民センター	東京都世田谷区上北沢三丁目8番9号	芸室 大広間 会議室 音楽室 ロビー 多目的室 料理講習室 大広間 和室
世田谷区立粕谷区民センター	東京都世田谷区粕谷四丁目13番6号	会議室 音楽室 ロビー 多目的室 大広間 和室	世田谷区立粕谷区民センター	東京都世田谷区粕谷四丁目13番6号	会議室 音楽室 ロビー 多目的室 大広間 和室
世田谷区立烏山区民センター	東京都世田谷区南烏山六丁目2番19号	会議室 茶室 音楽室 ロビー 体育室 体育施設 料理講習室 大広間	世田谷区立烏山区民センター	東京都世田谷区南烏山六丁目2番19号	会議室 茶室 音楽室 ロビー 体育室 体育施設 料理講習室 大広間

別表第2（第6条、第7条関係）

施設名	使用できる者
会議室 茶室 音楽室 料理講習室 絵画工芸室	次の要件を満たす団体（以下「区民等の団体」という。） 1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。） 2 構成員の総数が5人以上であること。
体育室 集会室兼体育室 多目的室	区内に住所、勤務先若しくは通学先を有する者（以下「区内在住者等」という。）又は区民等の団体
体育施設	区内在住者等
大広間	午後5時まで 区内に住所を有する者

別表第2（第6条、第7条関係）

施設名	使用できる者
会議室 茶室 音楽室 料理講習室 絵画工芸室	次の要件を満たす団体（以下「区民等の団体」という。） 1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。） 2 構成員の総数が5人以上であること。
体育室 集会室兼体育室 多目的室	区内に住所、勤務先若しくは通学先を有する者（以下「区内在住者等」という。）又は区民等の団体
体育施設	区内在住者等
大広間	午後5時まで 区内に住所を有する者

改正後			改正前			
和室	午後5時30分以降	区民等の団体	和室	午後5時30分以降	区民等の団体	
浴室	区内に住所を有する60歳以上の者		浴室	区内に住所を有する60歳以上の者		
別表第3（第10条関係）			別表第3（第10条関係）			
1 午前、午後A、午後B、夕方及び夜間の使用区分により使用する施設			1 午前、午後A、午後B、夕方及び夜間の使用区分により使用する施設			
名称	施設の種別	午前	午後A	午後B	夕方	夜間
		午前9時から正午まで	午後0時から午後2時30分まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時30分まで	午後8時から午後10時まで
世田谷区立太子堂区民センター	第1会議室	<u>1,620円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>
	第2会議室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>
	第3会議室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>
	第4会議室	<u>1,050円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>
	茶室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>
	音楽室	<u>1,050円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>
	体育室	<u>3,510円</u>	<u>2,340円</u>	<u>2,340円</u>	<u>2,340円</u>	<u>2,340円</u>
	第1和室				<u>700円</u>	<u>700円</u>
	第2和室				<u>700円</u>	<u>700円</u>
名称	施設の種別	午前	午後A	午後B	夕方	夜間
		午前9時から正午まで	午後0時から午後2時30分まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時30分まで	午後8時から午後10時まで
世田谷区立太子堂区民センター	第1会議室	<u>1,260円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>
	第2会議室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>
	第3会議室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>
	第4会議室	<u>810円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>
	茶室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>
	音楽室	<u>810円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>
	体育室	<u>2,700円</u>	<u>1,800円</u>	<u>1,800円</u>	<u>1,800円</u>	<u>1,800円</u>
	第1和室				<u>540円</u>	<u>540円</u>
	第2和室				<u>540円</u>	<u>540円</u>

改正後							改正前						
世田谷 区立弦 巻区民 センタ ー	室												
	第1会議室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>							
	第2会議室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>							
	第3会議室	<u>1,050円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>							
	第4会議室	<u>1,050円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>							
	第5会議室	<u>1,620円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>							
	第6会議室	<u>1,050円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>							
	茶室	<u>1,050円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>							
	第1音楽室	<u>1,620円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>							
	第2音楽室	<u>1,620円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>							
	料理講習室	<u>1,620円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>							
	大広間					<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>						
世田谷 区立宮 坂区民 センタ ー	第1会議室	<u>1,620円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>							
	第2会議室	<u>1,620円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>							
	第3会議室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>							
世田谷 区立弦 巻区民 センタ ー	室												
	第1会議室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>							
	第2会議室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>							
	第3会議室	<u>810円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>							
	第4会議室	<u>810円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>							
	第5会議室	<u>1,260円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>							
	第6会議室	<u>810円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>							
	茶室	<u>810円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>							
	第1音楽室	<u>1,260円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>							
	第2音楽室	<u>1,260円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>							
	料理講習室	<u>1,260円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>							
	大広間						<u>840円</u>	<u>840円</u>					
世田谷 区立宮 坂区民 センタ ー	第1会議室	<u>1,260円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>							
	第2会議室	<u>1,260円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>							
	第3会議室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>							

改正後							改正前							
世田谷 区立桜 丘区民 センタ ー	第4会議室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	世田谷 区立桜 丘区民 センタ ー	第4会議室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	
	大広間					<u>700円</u>		<u>700円</u>	大広間				<u>540円</u>	<u>540円</u>
	第1会議室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>		第1会議室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	
	第2会議室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>		第2会議室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	
	第3会議室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>		第3会議室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	
	第4会議室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>		第4会議室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	
	音楽室	<u>1,050円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>		音楽室	<u>810円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	
	料理講習室	<u>1,050円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>		料理講習室	<u>810円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	
	大広間					<u>260円</u>		<u>260円</u>	大広間				<u>200円</u>	<u>200円</u>
世田谷 区立代 田区民 センタ ー	第1会議室	<u>1,050円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	世田谷 区立代 田区民 センタ ー	第1会議室	<u>810円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	
	第2会議室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>		第2会議室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	
	第3会議室	<u>1,050円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>		第3会議室	<u>810円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	
	第4会議室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>		第4会議室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	
	第5会議室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>		第5会議室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	
	音楽室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>		音楽室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	
	集会室	<u>2,130円</u>	<u>1,420円</u>	<u>1,420円</u>	<u>1,420円</u>	<u>1,420円</u>		集会室	<u>1,650円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	

改正後							改正前							
	兼体育室							兼体育室						
世田谷区立奥沢区民センター	第1会議室	<u>1,620円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>		世田谷区立奥沢区民センター	第1会議室	<u>1,260円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>
	第2会議室	<u>1,620円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>		世田谷区立奥沢区民センター	第2会議室	<u>1,260円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>
世田谷区立玉川台区民センター	第1会議室	<u>1,050円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>		世田谷区立玉川台区民センター	第1会議室	<u>810円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>
	第2会議室	<u>1,050円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>			第2会議室	<u>810円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>
	第3会議室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>			第3会議室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>
	茶室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>			茶室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>
	音楽室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>			音楽室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>
	体育室(半面)	<u>3,510円</u>	<u>2,340円</u>	<u>2,340円</u>	<u>2,340円</u>	<u>2,340円</u>			体育室(半面)	<u>2,700円</u>	<u>1,800円</u>	<u>1,800円</u>	<u>1,800円</u>	<u>1,800円</u>
	体育室(全面)	<u>6,240円</u>	<u>4,160円</u>	<u>4,160円</u>	<u>4,160円</u>	<u>4,160円</u>			体育室(全面)	<u>4,800円</u>	<u>3,200円</u>	<u>3,200円</u>	<u>3,200円</u>	<u>3,200円</u>
	大広間				<u>260円</u>	<u>260円</u>			大広間				<u>200円</u>	<u>200円</u>
世田谷区立深沢区民センター	第1会議室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>		世田谷区立深沢区民センター	第1会議室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>
	第2会議室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>			第2会議室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>
	第3会議室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>			第3会議室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>
	第4会議室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>			第4会議室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>

改正後							改正前						
世田谷 区立鎌 田区民 センタ ー	議室						議室						
	集会室 兼体育 室	<u>3,510円</u>	<u>2,340円</u>	<u>2,340円</u>	<u>2,340円</u>	<u>2,340円</u>	集会室 兼体育 室	<u>2,700円</u>	<u>1,800円</u>	<u>1,800円</u>	<u>1,800円</u>	<u>1,800円</u>	<u>1,800円</u>
	料理講 習室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	料理講 習室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>
	大広間				<u>700円</u>	<u>700円</u>	大広間				<u>540円</u>	<u>540円</u>	
	第1会 議室	<u>3,510円</u>	<u>2,340円</u>	<u>2,340円</u>	<u>2,340円</u>	<u>2,340円</u>	世田谷 区立鎌 田区民 センタ ー 第1会 議室	<u>2,700円</u>	<u>1,800円</u>	<u>1,800円</u>	<u>1,800円</u>	<u>1,800円</u>	<u>1,800円</u>
	第2会 議室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	第2会 議室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>
	第3会 議室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	第3会 議室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>
	第4会 議室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	第4会 議室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>
	第5会 議室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	第5会 議室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>
	茶室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	茶室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>
	音楽室	<u>1,050円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	音楽室	<u>810円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>
料理講 習室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	料理講 習室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	
絵画工 芸室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	絵画工 芸室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	
大広間				<u>260円</u>	<u>260円</u>	大広間				<u>200円</u>	<u>200円</u>		
世田谷 区立上 北沢区	第1会 議室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	世田谷 区立上 北沢区 第1会 議室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>
	第2会	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	第2会	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>

改正後							改正前							
民センター	議室													
	第3会議室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>								
	音楽室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>								
	多目的室	<u>2,130円</u>	<u>1,420円</u>	<u>1,420円</u>	<u>1,420円</u>	<u>1,420円</u>								
	料理講習室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>								
	大広間					<u>260円</u>	<u>260円</u>							
	和室					<u>260円</u>	<u>260円</u>							
世田谷区立粕谷区民センター	第1会議室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>								
	第2会議室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>								
	第3会議室	<u>1,050円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>								
	音楽室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>								
	多目的室	<u>3,510円</u>	<u>2,340円</u>	<u>2,340円</u>	<u>2,340円</u>	<u>2,340円</u>								
	大広間					<u>260円</u>	<u>260円</u>							
	和室					<u>260円</u>	<u>260円</u>							
世田谷区立烏山区民センター	第1会議室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>								
	第2会議室	<u>1,050円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>								
	第3会議室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>								
民センター	議室													
	第3会議室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>								
	音楽室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>								
	多目的室	<u>1,650円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>								
	料理講習室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>								
	大広間						<u>200円</u>	<u>200円</u>						
	和室						<u>200円</u>	<u>200円</u>						
世田谷区立粕谷区民センター	第1会議室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>								
	第2会議室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>								
	第3会議室	<u>810円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>								
	音楽室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>								
	多目的室	<u>2,700円</u>	<u>1,800円</u>	<u>1,800円</u>	<u>1,800円</u>	<u>1,800円</u>								
	大広間						<u>200円</u>	<u>200円</u>						
	和室						<u>200円</u>	<u>200円</u>						
世田谷区立烏山区民センター	第1会議室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>								
	第2会議室	<u>810円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>								
	第3会議室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>								

改正後							改正前						
	第4会議室	<u>1,620円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>		第4会議室	<u>1,260円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>
	第5会議室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>		第5会議室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>
	第6会議室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>		第6会議室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>
	第7会議室	<u>1,050円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>		第7会議室	<u>810円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>
	茶室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>		茶室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>
	料理講習室	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>		料理講習室	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>
	大広間				<u>1,420円</u>	<u>1,420円</u>		大広間				<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>

備考 二の使用区分にわたり施設を使用をする場合においては、各使用区分に規定する使用料を合算した額とする。

2 午前、午後A、午後B及び夜間の使用区分により使用する施設

名称	施設の種別	午前	午後A	午後B	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで	午後6時から午後10時まで
世田谷区立弦巻区民センター	体育室	<u>4,470円</u>	<u>2,980円</u>	<u>2,980円</u>	<u>5,960円</u>
世田谷区立宮坂区民センター	第2体育室	<u>4,470円</u>	<u>2,980円</u>	<u>2,980円</u>	<u>5,960円</u>

備考 二の使用区分にわたり施設を使用をする場合においては、各使用区分に規定する使用料を合算した額とする。

2 午前、午後A、午後B及び夜間の使用区分により使用する施設

名称	施設の種別	午前	午後A	午後B	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで	午後6時から午後10時まで
世田谷区立弦巻区民センター	体育室	<u>3,450円</u>	<u>2,300円</u>	<u>2,300円</u>	<u>4,600円</u>
世田谷区立宮坂区民センター	第2体育室	<u>3,450円</u>	<u>2,300円</u>	<u>2,300円</u>	<u>4,600円</u>

改正後						改正前							
世田谷区立桜丘区民センター	第1集会室兼体育室	<u>4,470円</u>	<u>2,980円</u>	<u>2,980円</u>	<u>5,960円</u>	世田谷区立桜丘区民センター	第1集会室兼体育室	<u>3,450円</u>	<u>2,300円</u>	<u>2,300円</u>	<u>4,600円</u>		
	第2集会室兼体育室	<u>4,470円</u>	<u>2,980円</u>	<u>2,980円</u>	<u>5,960円</u>		第2集会室兼体育室	<u>3,450円</u>	<u>2,300円</u>	<u>2,300円</u>	<u>4,600円</u>		
3 午前A、午前B、午後A、午後B及び夜間の使用区分により使用する施設						3 午前A、午前B、午後A、午後B及び夜間の使用区分により使用する施設							
名称	施設の種別	午前A	午前B	午後A	午後B	夜間	名称	施設の種別	午前A	午前B	午後A	午後B	夜間
		午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時30分まで	午後2時から午後4時まで	午後4時から午後6時30分まで	午後7時から午後10時まで			午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時30分まで	午後2時から午後4時まで	午後4時から午後6時30分まで	午後7時から午後10時まで
世田谷区立宮坂区民センター	第1体育室	<u>4,160円</u>	<u>4,160円</u>	<u>4,160円</u>	<u>4,160円</u>	<u>6,240円</u>	世田谷区立宮坂区民センター	第1体育室	<u>3,200円</u>	<u>3,200円</u>	<u>3,200円</u>	<u>3,200円</u>	<u>4,800円</u>
世田谷区立烏山区民センター	音楽室	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,620円</u>	世田谷区立烏山区民センター	音楽室	<u>840円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>	<u>1,260円</u>
	体育室	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>1,050円</u>		体育室	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>810円</u>